

監 事 監 査 規 程

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規程は、一般社団法人佐久産業支援センター（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

（基本理念）

第 2 条 監事は、この法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

（職 責）

第 3 条 監事は、理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を監査する。

（理事等の協力）

第 4 条 理事及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

2 理事又は理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

第 2 章 監査の実施

（監査の実施）

第 5 条 監事は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 起案書その他の重要な文書
- (2) 重要又は特殊な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担
- (3) 財産の状況
- (4) 会計監査人による監査の状況（会計監査人がいる場合）
- (5) 会計監査人が作成した監査報告書（会計監査人がいる場合）
- (6) 経理規程第 50 条に規定する財務諸表等（以下「財務諸表等」という。）
- (7) その他法令、定款又はこの法人の規程に定める事項

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人（会計監査人がいる場合）に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（会議への出席）

第6条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、理事会又は社員総会に出席できなかった場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
- 3 監事は、理事会及び社員総会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 報告、意見陳述等

（理事会への報告等）

- 第7条 監事は、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、代表理事（代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは各理事）に対し理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求をした監事は、当該請求から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする。理事会の招集の通知が発せられない場合も、理事会を招集することができる。
- 4 監事は、理事に対し、業務の執行に当たり、この法人の業務の適正かつ合理的な運営のため、業務の運営又はこの法人の諸制度について、意見を述べることができる。

（差止請求）

第8条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

（理事等からの報告への対応）

第9条 監事は、理事又は職員から、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実が

あるとの報告を受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

（会計方針等に関する意見）

- 第10条 監事は、業務執行理事が会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。
- 2 監事は、会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法について疑義又は意見があるときは、業務執行理事に意見を述べなければならない。

（理事会への報告）

- 第11条 監事は、業務執行理事が理事会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を理事会に報告しなければならない。

（理事会における説明義務）

- 第12条 監事は、理事会において理事から説明を求められ、又は質問を受けた場合には、議長の議事運営に従い、法令で定める場合を除き、必要な説明又は回答をしなければならない。

第4章 監査報告

（財務諸表等の監査）

- 第13条 監事は、代表理事から財務諸表等及び事業報告を受領し、これらの書類について監査する。
- 2 監事は、財務諸表等の監査に当たっては、会計監査人（会計監査人がある場合）と十分連携するとともに、会計監査人が作成する会計監査報告に関して監査方法と監査結果の妥当性を監査する。

（監査報告）

- 第14条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する。
- 2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事全員が記名押印をするものとする。
- 3 監事は前2項の規定により作成した監査報告を、業務執行理事に提出する。

第5章 雑 則

(監査補助者)

第15条 監事の職務執行の補助機関として、外部監査人を置くことができる。

2 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。(令和6年11月22日監事決定)